

平和の森公園拡張整備について

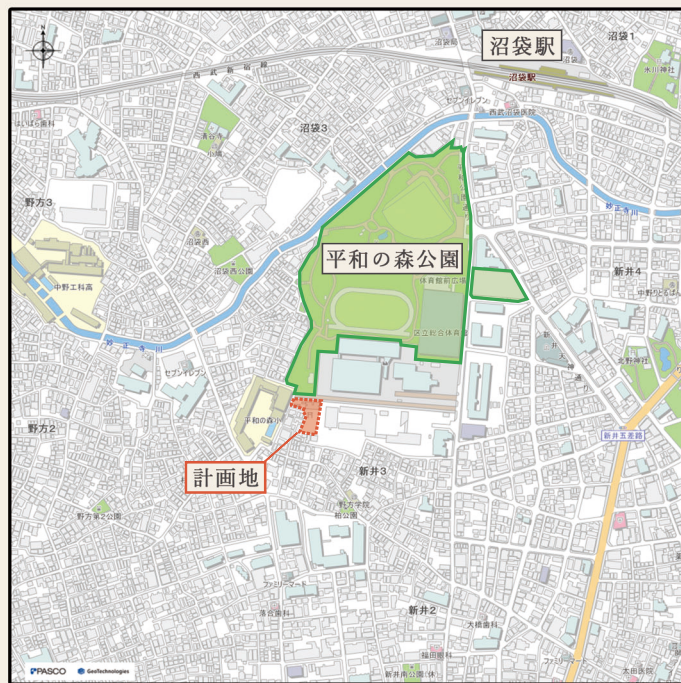
■ 目的

防災機能・みどりの拠点などの機能をもつ
オープンスペースを将来にわたって確保するため
旧法務省矯正研修所西側用地を
東京都市計画公園第4・4・3号中野公園
[平和の森公園]の拡張用地として整備します。

■ 位置・面積

位置：東京都中野区新井三丁目37番

面積：約0.2ha

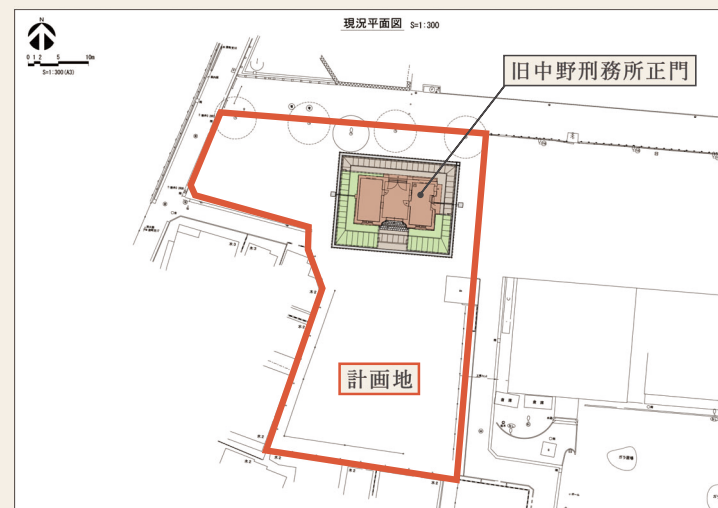


「なかのデータマップ」に加筆

■ 計画地の現況

旧中野刑務所正門は令和3年6月4日に
文化財名「旧豊多摩監獄表門」として
中野区の有形文化財に指定されました。
令和7年11月には計画地内への移築が
完了しています。

拡張整備にあたっては、公園機能の拡充
に加え、「旧中野刑務所正門基本計画」
「旧中野刑務所正門保存活用計画」を
考慮した公園整備が求められています。



■ 拡張整備の基本的な考え方

①文化財を活用した特色ある空間の創出

- ・「旧中野刑務所正門」が持つ歴史的価値をふまえ、適切に保存しながら活用できる環境を整備します。
- ・正門の外観を鑑賞するための区域を設定し、良好な景観を創出するとともに
間近で見学できる空間を整備します。

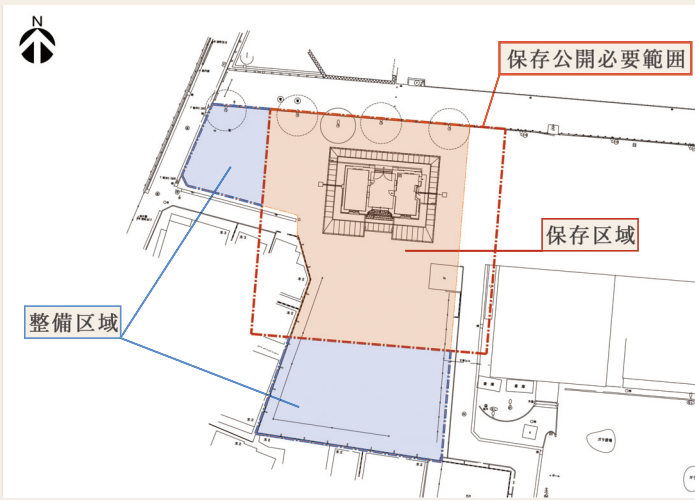
②みどりを活かした公園整備

- ・平和の森公園拡張部分を「みどりの拠点」として有効活用するため、「身近な公園緑地」として整備します。
- ・みどりに囲まれたうるおいのある住環境の形成のため、みどりの保全・育成を図ります。

③防災機能の確保

- ・計画地は東京都指定の広域避難場所「平和の森公園一帯」の拡張部分となることから、
防災機能の確保を目的として整備します。
- ・現在の平和の森公園や周辺の道路計画、新設する平和の森小学校と連携して
一体的な災害対策が可能となるよう、防災機能の補完及び拡充を図ります。

■ 保存区域／整備区域



旧中野刑務所正門の周辺には「保存公開必要範囲」が設定されています。計画地の中で、この範囲にあたる部分を「保存区域」その他の部分を「整備区域」と設定します。各区域の概要は次のとおりです。

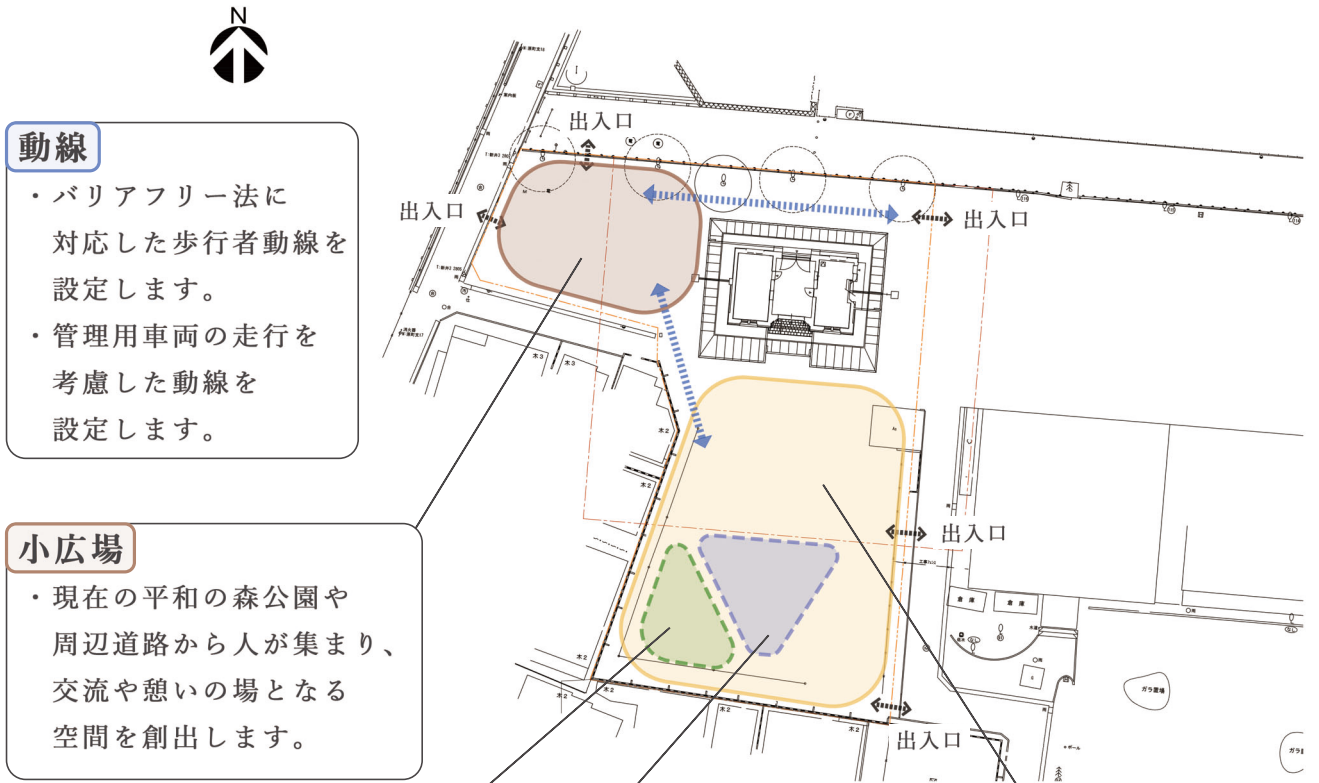
● 保存区域

- ・原則として構造物を設けず、良好な景観を保つよう求められています。
- ・構造物を設置する際には、正門との調和に配慮したものを選定します。
- ・区域内の樹木は、正門の保存に支障がないように維持管理することが求められています。

● 整備区域

- ・正門の活用のために必要な施設整備が可能です。
- ・植栽や休憩施設、照明灯など公園施設を整備します。

■ 公園全体



動線

- ・バリアフリー法に対応した歩行者動線を設定します。
- ・管理用車両の走行を考慮した動線を設定します。

小広場

- ・現在の平和の森公園や周辺道路から人が集まり、交流や憩いの場となる空間を創出します。

散策ゾーン

- ・中高木や低木の間を散策し、みどりにふれあう空間を創出します。
- ・正門に関する施設を設置し、文化財を身近に感じる空間を創出します。

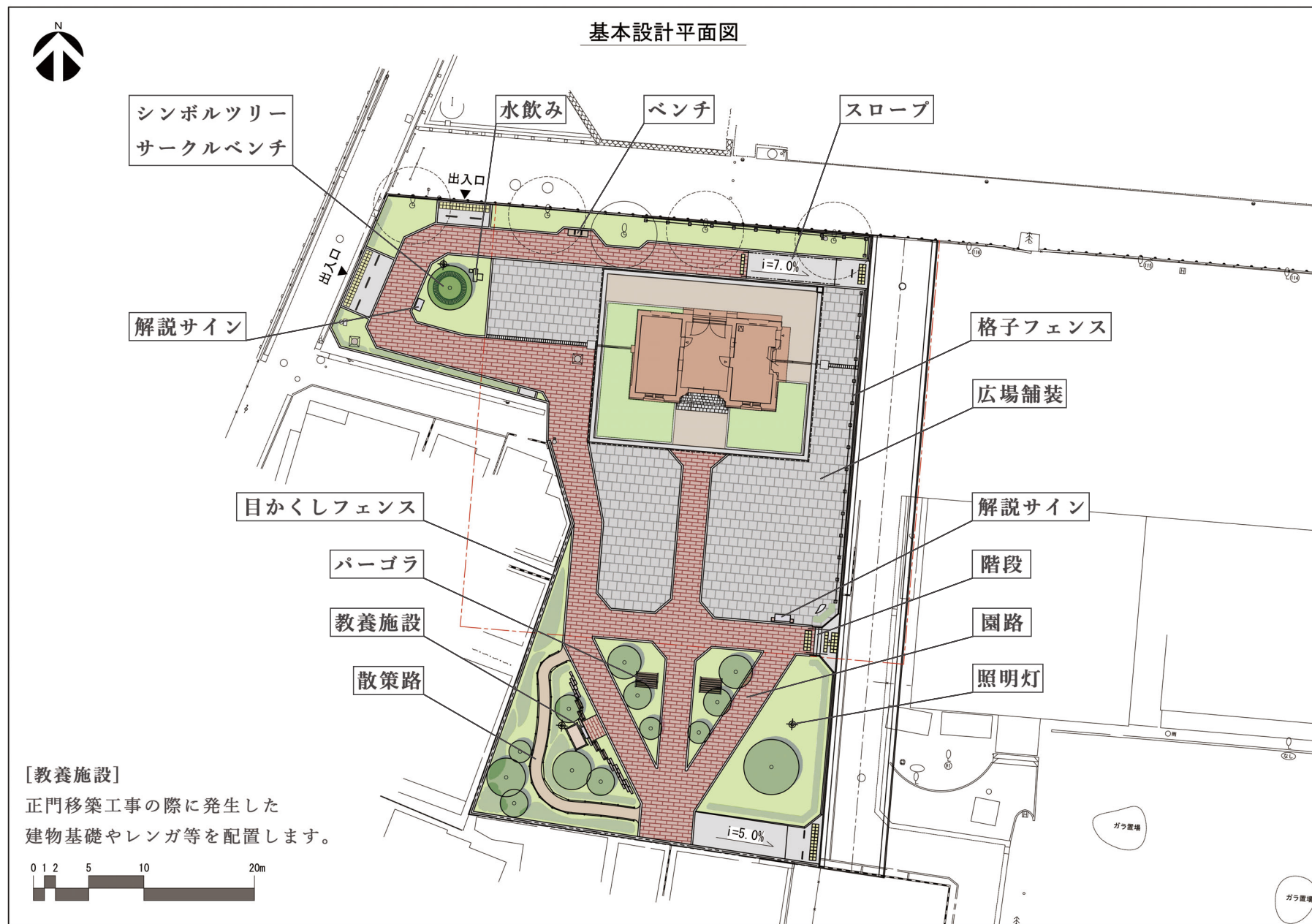
休憩ゾーン

- ・休憩しながら正門を鑑賞する空間とします。
- ・休憩施設は保存区域の外に設置し、良好な景観の保持を図ります。

南側広場

- ・正門の近景、遠景を鑑賞する空間とします。
- ・オープンスペースの確保、みどりの保全と育成を図る空間とします。

基本設計平面図



イメージパース

■ 散策ゾーン



■ 南側から正門方向



■ 鳥瞰



※画像は現時点の計画をもとに作成したイメージ図です。